

對シテ更ニ五日分ノ日給ヲ増給スヘシト讓歩シタル
ガ職工側ハ強硬ニ要求通り主張シタル爲メ結局不調
ニ終リタリ

要 求

一 解雇手當

- 一ヶ年未満ノ者ニ對シテ日收額ノ百ハツト
ヲ支給スルコト
- 一ヶ年以上ハ六ヶ月ヲ場ス毎ニ十五日分ヲ加
算スルコト

但シ日收額トハ最近六ヶ月間ノ收入ヲ勤務
時間ニテ割出シタルモノヲ一日ニ計算スル事

右 及 申 (通) 報 候 也